

## 平成28年度 吉川市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度吉川市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	29,105	戸
(2) 年間総配水量	7,587,620	m <sup>3</sup>
(3) 一日平均配水量	20,788	m <sup>3</sup>
(4) 主な建設改良事業		
配水改良事業	394,163	千円
施設更新事業	30,353	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		1,542,157 千円
第1項 営業収益		1,276,638 千円
第2項 営業外収益		265,517 千円
第3項 特別利益		2 千円
	支	出
第1款 水道事業費用		1,479,941 千円
第1項 営業費用		1,362,410 千円
第2項 営業外費用		110,448 千円
第3項 特別損失		6,083 千円
第4項 予備費		1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額620,742千円は、当年度分消費税資本的収支調整額20,947千円、過年度分損益勘定留保資金570,559千円及び減債積立金29,236千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		121,753 千円
第1項 分担金		108,864 千円
第2項 工事負担金		12,234 千円
第3項 固定資産売却代金		655 千円
	支	出
第1款 資本的支出		742,495 千円
第1項 建設改良費		457,695 千円
第2項 企業債償還金		284,800 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
口座振替手数料	平成29年度から 平成33年度まで	7,688 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |           |            |
|-----------|------------|
| (1) 職員給与費 | 106,870 千円 |
| (2) 交際費   | 30 千円      |

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

平成28年2月25日提出

吉川市長 中原恵人